個人情報保護法が全面施行



2.

個人情報の 定義の明確化

特定の個人の身体的特徴を変換したもの(例:顔認識データ)等 は特定の個人を識別する情報であるため、これを個人情報として 明確化する。

要配慮個人情報

個人情報データベース

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように、人種、信条 病歴等が含まれる個人情報については、本人同意を得て取得する ことを原則義務化し、本人同意を得ない第三者提供の特例(オブ トアウト)を禁止。

個人情報データベース等から利用方法からみて個人の権利利益

等の除外

を害するおそれが少ないものを除外。

小規模取扱 事業者への対応

取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者へも本法を適用。

匿名加工情報

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し たものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるととも に、事業者による公表などその取扱いについての規律を設ける。

利用目的の 制限の緩和

個人情報を取得した時の利用目的から新たな利用目的へ変更す ることを制限する規定の緩和。

個人情報保護指針

認定個人情報保護団体が個人情報保護指針を作成する際には、 消費者の意見等を聴くとともに個人情報保護委員会に届出。個人 情報保護委員会は、その内容を公表。

オプトアウト規定による第三者提供をしようとする場合、データ

の項目等を個人情報保護委員会へ届出。個人情報保護委員会は、

受領者は提供者の氏名やデータの取得経緯等を確認、記録し、一

3 Eさを確保

オプトアウト 規定の厳格化

その内容を公表。

トレーサビリティの

データベース提供罪

定期間その内容を保存。また、提供者も、受領者の氏名等を記録 し、一定期間保存。 個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事 していた者が、不正な利益を図る目的でその個人情報データベー

ス等を第三者に提供し、又は盗用する行為を処罰。

個人情報保護委員会

内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設(番号法の特定 個人情報保護委員会を改組)し、現行の主務大臣の有する権限を 集約するとともに、立入検査の権限等を追加。(なお、報告徴収及 び立入検査の権限は事業所管大臣等に委任可。)

5. 情報の

外国事業者への 第三者提供

国境を越えた適用と 外国執行当局への情報提供 個人情報保護委員会の規則に則った方法、または個人情報保護委員 会が認めた国、または本人同意により外国への第三者提供が可能。

物品やサービスの提供に伴い、日本の住居者等の個人情報を取得 した外国の個人情報取扱事業者についても本法を原則適用。ま た、執行に際して外国執行当局への情報提供を可能とする。

本人による開示、訂正等、利用停止等の求めは、裁判所に訴えを提



開示、訂正等、 利用停止等

起できる請求権であることを明確化。

参照:経済産業省

「個人情報」の「取扱いのルール」が改正されます!

どう対策 すればいいの?





000

?

POINT. 1 小規模取扱い事業者への

これまで個人上違法保護法の適用対象ではなかっ た小規模事業者も、個人情報保護法の規制を把握 し、対応する必要があります。

※改正前の個人情報保護法では、取り扱う個人情 報の数が5000件以上となる事業者のみが個人情 報保護法の適用対象。

POINT. 2 個人情報の明確化

1個人情報

生存する特定の個人を認識できる情報



②個人データ

上記の情報がデータベースなどによって 特定情報を検索できるように構成されたもの



上記のうち、開示・訂正・消去等の権限を有し かつ、6か月を超えて保有するもの



セキュリティのご相談ならおまかせください!

経済的損失を防ぎ、顧客の信用を高めます。

管理ミスや誤操作、不正な情報の持出し、 外部からの攻撃など、あらゆる脅威から大 切な情報資産を守る。これは経済的な損失 を防ぐだけでなく、顧客からの「信用」を高めます。

Real

リアル セキュリティ

Cyber

サイバー セキュリティ Managemen

マネジメント セキュリティ

セキュリティの「ご相談」から「解決策のご提案」までお任せください。

リアルセキュリティ

入室制限、保管、廃棄処理など、物理的なセキュリティを強化します。



重要文書処理システム ECOBOX



シュレッダー kiwami



入退管理システム

サイバーセキュリティ

メール主体のコミュニケーションは、メールの誤送信、添付ファイルからの情報漏えいの危険性があります。





法人向けオンラインストレージ GIGAPOD(ギガポッド)



マネジメントセキュリティ



オンライン講座

情報漏えいの原因は様々ありますが、大切なのはそれを扱う個人の意識だと思います。

人的、組織的に働きかける「マネジメント」を強化します。



株式会社オフィス・ラボ

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-7-5 TEL: 03-5823-7553 FAX: 03-5823-8462